

企業の処罰可能性(2)

津 田 博 之*

- I 序—本論文の目的・問題意識
- II 我が国における法人の刑事責任（以上3巻1号）
- III イギリスにおける法人の刑事責任
- IV ドイツにおける法人の刑事責任（以上本号）
- V 組織の意思決定
- VI 新たな法人処罰モデル
- VII 終わりに—むすびに代えて

III イギリスにおける法人の刑事責任

1 判例における法人の刑事責任生成過程

(1) 法人の刑事責任否定の時期

法人処罰を早くから肯定してきたイギリスにおいても、19世紀以前は法人はきわめて厳格な要件のもとで設立され、地方公共団体や東インド会社のような特権的な企業に限定されていたため、法人の刑事責任は問題とならなかった。現在のように営利企業が台頭してきたのは産業革命を経た後のことである。

そのような制度上の制約だけでなく、理論的にも法人の刑事責任は原則として否定されていた。なぜなら法人は法によって作り出された精神や身体を有さない存在として観念されていたため、主観的要素としてのメンズ・レア（mens rea）及び客観的要素としてのアクトゥス・レウス（actus reus）を犯罪成立のために必要としていた近代コモン・ロー原則の下では法人はそれらの要件を満たすことができなかったからである。ただ、コモン・ローにおいても、法的義務の不履行（nonfeasance）による公的不法妨害（public nuisance）の場合は例外とされた。この場合、犯罪が法的義務の不履行という事実のみで成立し、主観的要素を必要

※ 大阪経済大学経営学部専任講師

「一橋法学」（一橋大学大学院法学研究科）第3巻第2号2004年6月 ISSN 1347-0388

としなかったからメンズ・レアの問題はそもそも生じず、精神がないとされていた法人についても犯罪の成立を認めることができたからである。また、刑事上の文書誹毀 (Libel) の場合も例外とされていた。

さらに、法人の刑事訴追について、法人はただ王座裁判所 (Court of King's Bench) においてのみ弁護人による出頭を認められ、巡回裁判所や四季裁判所では審理され得ないという困難が存在していた⁸⁸⁾ことも法人処罰が否定される理由であった。

このように、19世紀以前は法人は特殊な存在として認められてきたという制度上の理由、法人の本質論、手続上の障害の三点から法人の刑事責任が認められていなかった。

(2) 代位責任による法人の刑事責任の確立

19世紀にはいると、産業革命の進展に伴って会社設立が多くの個別法律 (private act) を通じてなされるようになり、法人が特殊な存在であるという法人の刑事責任を阻んできた一番目の理由がなくなった。そこで1840年代になって、個別法律で設立が認められてきた代表的業種である鉄道会社について法人の刑事責任を認める判例が出されてきた。

まず、1842年の Queen v. Birmingham and Gloucester Railway Co. 事件⁸⁹⁾では、法人の公道を修理しないという不作為に対する刑事責任が認められた。これが正式に法人に対する起訴を認めた最初の判決である。以後、この判決は法人の起訴に対する先例としてのみでなく、不作為 (non-feasance) の為の起訴に対する先例として常に引用されている⁹⁰⁾。この事件は不作為を犯罪事実とするものであり、前述したコモン・ロー上の例外に該当したため、法人の実態に関する問題が存在せず、法人の刑事責任を肯定しやすいケースであった。

しかしその後、そのような例外をこえて、すなわち、コモン・ロー上の例外として許容されていない犯罪である作為 (misfeasance) の場合についても法人の

88) 金澤文雄「英米法における法人の刑事責任」刑法雑誌4巻4号(昭28)53頁
L. H. Leigh "The criminal liability of corporations in English law" p. 10

89) 3 Q. B. 222, 114 Eng. Rep. 492 (1842)

90) 金澤・前掲注88) 58頁

刑事責任が肯定されていくことになった。最初の事件から4年後の1846年、公道妨害という作為が問題となった *Queen v. Great North of England Railway* 事件⁹¹⁾において、Denman 裁判官は作為と不作為の区別は不明確であり、法人の責任を不作為に限定する論理的な根拠はないとして作為に対する法人の責任を認めた。

Denman 裁判官は、作為と不作為との区別を理論的に否定しただけでなく、さらに抑止効果の観点から法人の刑事責任について、「利得目的のため不当な力を行使するのを抑止するには、それを真に犯すもの、すなわち多数により行為する法人に対する起訴による救済以外にはありえない。かかる手続についての法が及べないようなところにそれらをおくような原則はない。』⁹²⁾と述べた。

そして、抑止効という法人自体の刑事責任を認める政策的な必要性に対して当時不法行為の領域において発展してきていた代位責任原理を適用することで理論的根拠付けが試みられたのである。この代位責任原理には法人の刑事責任の範囲を制限する原理はなかったが、実際には偽証罪や叛逆罪、人身に対する犯罪といった行為者の不正な精神に起因する犯罪について法人の刑事責任は否定されていた⁹³⁾。

さらに、手続上の障害についても制約が徐々に解かれていった。1879年の略式裁判法は、略式裁判管轄の領域で弁護人による代理を認めたため、法人の刑事責任はこの領域で発展していくことになったのである⁹⁴⁾。

このように、19世紀以前に存在していた法人の刑事責任を阻んできた三つの問題は、それぞれが解消されていった結果、19世紀後半に増大する制定法上の犯罪について法人の刑事責任が広く認められていく基礎が提供されたといつてよい。具体的には、公的不法妨害 (public nuisance) に該当する犯罪は制定法の中で略

91) 9 Q. B. 325, 115 Eng. Rep. 1294 (1846)

92) Ibid. at p. 326

93) Ibid. at p. 327

94) 金澤・前掲注88) 61頁。ウェルシュも1925年以前のこととして「有限責任会社は略式裁判権を持つ裁判所には起訴されうるが、正式起訴の場合には公判に付され得なかったのである。というのは、そのような裁判所では、被告人が出頭することを要求しており、代理人による出頭を認めていなかったからである」として同様のことを指摘している。(Welsh "The Criminal Responsibility of Corporations", *Law Quarterly Review* vol. 62 345, at 346. 邦文訳として、真鍋毅=相本宏訳「法人の刑事責任」佐賀大学経済論集12巻1号(昭55) 106頁)

式起訴犯罪 (summary conviction offence) として取り込まれていったのである⁹⁵⁾。

その後、19世紀後半から20世紀にかけて、法人の刑事責任が認められる範囲は着実に拡大していった。その理由は、産業革命による資本の蓄積のために、企業組織の果たす役割が増大したこと、1862年には会社法 (Company Act) が制定され、営利的な企業体が法人の主要な形態となり、影響を及ぼすようになったからである⁹⁶⁾。法人という存在がより一般化し、その活動に関係した犯罪行為が多くなってきたため、法人の刑事責任を否定した一番目の論拠が会社制度の発展によって消失してしまったのである。

しかし、法人の性格から法人処罰を否定する二番目の論拠までもがその意義を失ったわけではなかった。そのため、20世紀前半あたりから、判例では法人の刑事責任とメンズ・レアとの関係が問題とされはじめたものの、法人の性格論に踏み込んで考えられたわけではなく、当該立法が代位責任を認めているかという問題として処理されていた。代位責任が認められている場合には、法人自身の行為や精神を問題にする必要がなく、仮に法人の刑事責任を認めたとしても二番目の論拠とは抵触しないからである。ただ、この拡大傾向は、法人の刑事責任を積極的に肯定するものとして評価するよりも、刑事責任を負うために主観的要素を要求しない例外が認められ、それについて法人の刑事責任が認められたにすぎないと評価すべきである。すなわち、この段階でも法人の本質論による法人処罰否定を論破し、法人の刑事責任を積極的に認める方向へと議論を全面的に変更していくわけではなかった。

しかし、従来は主観的要素を必要としない不法行為の場合に肯定されていた不法行為法における代位責任法理自体が、主観的要素を必要とする不法行為の場合にも認められるようになっていったことは⁹⁷⁾、当然そこに理論的基礎を求めている刑事責任についても影響を及ぼしていくことになった。

この点を刑事責任においてはじめて問題にしたのは、1911年の *Chuter v. Fresh & Pocock, Ltd* 事件⁹⁸⁾である。会社が虚偽の保証書を購入者に交付したとして

95) Leigh, *supra* note 88, at pp. 20–21

96) 佐藤雅美「英米における法人処罰の法理 (一)」阪大法学143号 (昭62) 111頁

97) Leigh, *supra* note 88, at p. 22

1899年食品・薬品販売法違反に問われた事件である。同法には保証書の内容が真実であると信じるに足りる理由があったことを被告人が証明した場合に抗弁が認められるとして、主観的要素が犯罪の成立を否定する消極要素である抗弁に関して規定されていた。そこで、会社が被告人である場合、この抗弁の要件を満たすことが可能か、内心の状態を会社が持ち得ないとする法人の本質論から問題となったのである。

第一審は、従来から主張されていた法人の本質論を前提として、当該犯罪に主観要素を必要とする抗弁規定が存在していることから、そのような精神を有していない法人はそもそも当該犯罪を犯すことができないとして会社の責任を否定した。すなわち、抗弁という消極要素という形であっても主観的要素を必要とする犯罪について法人の犯罪能力を否定したことになる。

これに対して控訴審は、逆の見解をとって破棄差戻しにした。Alverstone 首席裁判官は「ある人が、保証をすることができるとすれば、その人は、罰金を受けるものである。保証が法人によってなされるべきではないという理由はない。法人は代理人によって保証をなし得る。そして、その事件がそうであるように、法人は代理人によってその保証における陳述が真実であると信じまたは信じないことができる。同様の論点が、民事訴訟における法人の責任に関する事件、すなわち、詐欺、文書誹毀、誣告のような個人の場合には精神状態の審理を含むところの民事訴訟において生じた。法人がこれらすべての訴訟を受けうることは十分に確立させられている。」⁹⁸⁾として法人の責任の可能性を認めた。

この判断は、民事上の責任との類比論に依存している点に注意を要する¹⁰⁰⁾。精神状態が審理対象となる、すなわち主観的要素の存否が問題となる民事訴訟の訴訟主体に法人になることが認められていることから法人の精神状態を訴訟において検討することが可能であるということが、主観的要素を必要とする犯罪について法人がその対象外となることを否定する理由となっている。

民事訴訟において法人自身の精神状態を判断できるということは、判断の前提

98) [1911] 2 K. B. 832

99) Ibid. at p. 836

100) 金澤・前掲注2) 66頁

としてその存在を予定する以上、そもそも法人の精神状態を観念できないという法人処罰否定論に対する反論になる。ただし、保証と罰金との同一視については、保証の場合にありうる相手方の陳述を信ずるかどうかという心理的問題は罰金の場合には存在しないこと、保証は罰金と異なり制裁手段ではないことから、妥当ではない。

その後、犯罪成立の積極的要素としてメンズ・レアを必要とする犯罪に関する事件が出てくる。1917年の *Mousell Brothers Limited v. London & North-Western Railway Co.* 事件¹⁰¹⁾では、会社が運賃の支払いを免れるために虚偽の計算書を提出したことについて、1845年鉄道条項統合法（*Railway Clauses Consolidation Act*）98条、99条違反で起訴された。争点は、当該犯罪に対する刑事責任を会社に帰責することができるか否かであった。

一審はマネージャーの行為は会社に帰責されるとして有罪としたが¹⁰²⁾、被告会社の控訴に対して控訴審は次のように述べ控訴を退けたのである。

まず、Reading 首席裁判官は「この法律の用語と目的を検討すると、もし禁止された行為が従業員によってその業務の範囲内で行われたならば、この準犯罪行為（*quasi-criminal act*）について、事業主に責任を負わせることを立法府は意図していたと私は考える。それが正しいとすれば、有限会社と他の事業主とを区別すべきことはない。」¹⁰³⁾として会社の有罪を認めた治安判事の判決を支持した。しかしこの意見は、事業主が法人の場合に犯罪成立に要求されるメンズ・レアの問題と抵触するかについて述べずに、自然人事業主とのアナロジーから会社に帰責させることを認めているにすぎない。

また、Atkin 裁判官も、一般論として「主人が従業員の行為につき刑事責任を負わされないとはいっても、立法府は禁止もしくは義務を絶対的なものにするような表現によってある行為を禁止し、ある義務を強制することができる。そのような事件では、行為が実際に従業員によって為されるならば事業主は責任を負うのである。」¹⁰⁴⁾として、制定法上の犯罪について代位責任が認められるべきことを

101) [1917] 2 K. B. 836

102) *Ibid.* at p. 840

103) *Ibid.* at p. 845

示した。その上で、本件について「支払を免れようとする故意がその犯罪を構成するのに必要であるという事実には私は何の困難も認めない。それは、従業員が特定の事柄を処理しなければならない人物であるがために当然有すべき故意である。もし、従業員が法律に規定された精神状態において、法律に規定された懈怠を犯すならば、刑罰はその従業員の行為について事業主に科される。いったん、これが事業主が従業員の行為について刑事責任を負う一つの場合であるとされたならば、法人が事業主であると主張することに何らの障害はない。メンズ・レアは事業主を有責とするのに必要ではないので、法人は他の事業主と全く同様の位置にある。」¹⁰⁵⁾として治安判事の結論を支持した。

Atkin 裁判官は、他の事業主とのアナロジーについて Reading 首席裁判官と同様の立場に立ちつつ、メンズ・レアについて、代位される従業員が犯罪行為をおこなったかどうかの判断に際してその存在が要求されるとし、事業主への帰責に際しては事業主自身が何らかのメンズ・レアを有している必要がないとしたのである。従って、メンズ・レアが必要とされる犯罪の場合、代位される犯罪が成立しているかどうかはまず問題となることから、実際の行為者である従業員が犯罪成立要件を充たしていること、すなわち、従業員にメンズ・レアが認められることが要求される。そして、それが肯定されてはじめて、代位責任が認められる場合、事業主には特にメンズ・レアが要求されないから、自然人事業主であれ、法人事業主であれ、従業員の行為について絶対責任を負わされることになるという論理構成をとっているのである。代位責任法理を推し進める限り、自然人行為者についての犯罪成立が必要なだけであり、代位される法人にメンズ・レアが必要ないことから、メンズ・レアを必要としない犯罪と同様、法人の性質論から法人の犯罪能力を否定する二番目の論拠について解釈を変更せずに問題が解決されてしまう結果になったのである。本件控訴審の立場もそのことをいっているにすぎない。

その後、三番目の論拠に関連した制度の変革が行われた。1925年に制定された刑事裁判法 (Criminal Justice Act) は正式起訴手続における法人訴追の障害で

104) Ibid. at p. 845

105) Ibid. at p. 846

あった被告人本人の出頭要求を取り除いたのである。しかし、そのことから法人の刑事責任の範囲が拡張されることはなかった。このことは、*The King v. Cory Brothers & Co., Ltd.*¹⁰⁶⁾事件において判例でも確認された。炭坑ストの間に取締役会の決定に基づいて敷地内への他人の進入を防止するために電流の通った柵を設置したところ、社員でない工夫がスト破りの途中、偶然フェンスにつまづいて感電死したことについて、故殺罪及び1861年人身に対する犯罪法違反として会社の責任が技師三人とともに問われた事件について、控訴審は「実体法が1925年法によって変更されることはない」、「先例の示すところでは、現在の法によれば重罪若しくは本訴第二訴因に掲げられたような性質の軽罪のいずれについても法人に対して公訴は成立しないということは全く明らかである」¹⁰⁷⁾として公訴棄却したのである。

しかし、ウィンはこの判決を次のように痛烈に批判した。「塙の建設は取締役会の決定によってなされており、これは会社の機関としての資格でなしたものであり、建築に際しても法人の指揮・管理者としての取締役に与えられている法人の権限を行使しているのである。取締役会の決定や命令は、団体のためにそしてその利益のためになされた行為であった。個人としての取締役であれば各自が自己の土地にかかる野蛮な人捕罾を建てるのには躊躇したであろうが、取締役会という集団的な勢いと営利追求への荒々しさに影響された結果、かかる決定がなされたとみるべきである」とし、「取締役会の権限内の決定と指令は、事実上、そして法律上もそうであるべきであるが、会社の決定であり、個人、個人としての資格での決定ではない。というのは、会社は精神過程を変化させる団体の結合で個人を結びつける集合体なのである。法人は民事上と同様刑事上もその主たる代表者の行為について答責的でなければならない。」¹⁰⁸⁾つまり、ウィンは、取締役会の決定の存在を重視し、それに従った行為は仮に従業員の行為であっても会社の行為であると実体法的に認めるべきであるとしたのである。また、ウィンの批判は、取締役が個人であれば躊躇したであろう意思決定を取締役会が営利追求とい

106) [1927] 1 K. B. 810

107) Ibid. at p. 817

108) Wirin "The Criminal Responsibility of Corporations" *Camb L. J.* vol. 3 p. 406

う組織の目標の影響を強く受け決定していったことを認めるものであり、組織の意思決定に鋭いメスを入れている点も評価できる。メンズ・レアを必要とする犯罪についても会社の行為とすべき場合には法人の刑事責任を認めるべきであるとしたウィンの批判は、その後の判例の展開に影響を及ぼし、その結果法人の刑事責任がより広く認められるようになっていく。

(3) 法人固有の責任の確立

ここまでみてきたように、20世紀初頭まで法人に対する刑事責任はあくまで代位責任 (vicarious liability) に基づくものであり、法人自身の犯罪能力について、当初から論じられていた性質論からの否定的見解が変更されることはなかった。判例の見解に歴史的な転換がもたらされたのは1940年代に入ってからである。1943年から1944年にかけて出された法人の刑事責任に関連する三つの判決では、従来の代位責任とは異なる法人の固有の責任 (personal liability) が論じられた。いずれもメンズ・レアを必要とする犯罪を対象としており、結論的には法人の上級幹部の行為及びメンズ・レアから法人の責任を基礎づけている¹⁰⁹⁾。この三つの判決はターニング・ポイントとなる判決であり、それぞれ具体的に検討する。

まず、D. P. P. v. Kent & Sussex Constructors, Ltd. 事件¹¹⁰⁾である。本件では、被告会社の運送部長がガソリン配給権を得るために虚偽であると知りつつ虚偽の報告書を提出したことが1939年防衛 (一般) 規制法違反にあたるとして、運送部長と会社が起訴された。

一審の治安判事は、法人は法律上当該公訴にかかる犯罪につき有罪たり得ないとして略式起訴 (information) を却下した。控訴審は一審の判決を破棄、差し戻した。その判決の中で、Viscount Caldecote 首席裁判官は、弁護人が主張したメンズ・レアの問題について「メンズ・レアは私にとっては本件では全く重要でないように思われる」とした上で、法人は自然人である代理人を通じて認識を持ち意図を形成するが、その代理人の認識や意図が法人に帰せられる場合があるとしたのである。この判決は、次の Rex v. I.C.R. Haulage, Ltd 事件で支持されること

109) 佐藤雅美教授は Rex v. I. C. R. Haulage, Ltd 事件以外の二つの判例については、法人固有の責任を認めたかどうかについて疑問視する。佐藤・前掲注96) 127頁

110) [1944] 1 K. B. 146

になる。

Rex v. I.C.R. Haulage, Ltd 事件¹¹¹⁾では、取締役らが詐欺を共謀したとして、関係者とともに会社がコモン・ロー上の詐欺罪の共謀 (conspiracy) を問われた。争点は、会社がコモン・ロー上の犯罪で起訴されうるかどうかである。

Stable 裁判官は、会社が起訴され得ない犯罪は、偽証罪や重婚罪のように性質上会社が犯し得ないもの、ないし殺人 (murder) のように自由刑のみが科しうる刑罰である場合のみであるとした¹¹²⁾。そして、代理人の犯罪行為が意図、認識、確信を含めて会社自身の行為といえるかどうかを判断するには、嫌疑の性質、職員・代理人の相対的な地位、その他の重要な事実や事情が考慮されなければならないとした¹¹³⁾。一般論としてこのように論じた上で、本件の取締役の行為は会社の行為と考えることができるので、その詐欺は会社の詐欺にあたるとして会社の控訴を棄却した。

三つ目の事件は、Moore v. Bresler, Ltd 事件¹¹⁴⁾である。本件は、会社が役員二名とともに、ある支店の総支配人が販売部長とともに、販売収益を着服するつもりで、偽って会社の商品を販売し、財政法の目的のため、重要事項について虚偽を含む記載をした所定の書類を作成ないし作成させたことが1940年第二財政法 (Finance (No. 2) Act) 違反で起訴されたものである。この行為は取締役が行ったものでもなければ権限を与えられたものでもなく、会社をだます意図さえある行為であった。会社はそのような抗弁を主張したが、Caldecote 首席裁判官は次のように述べ、会社の主張を却下した。「もしも彼らのうちどちらか、または両者ともに、被控訴人の財産であった商品を売り、販売を意図したとすれば、彼らはその権限内で行為していたのである。生じた売買は代理人としての彼らの行為によって、かつ被控訴人の権限でなされた。…この二人は会社の重要な役員であったし、彼らが陳述をなし、本件で証明された報告書を提出した時に、彼らは明らかに会社の役員として、報告書を作成するのにふさわしい役員として、陳述

111) [1944] 1 K. B. 553

112) Ibid. at p. 554

113) Ibid. at p. 559

114) [1944] 2 All E. R 515

し報告書を提出していたのである。従って、彼らの行為は会社の行為であった。」¹¹⁵⁾。Humphreys 裁判官も「秘書役兼当該支店の総支配人と当該支店の販売部長より以上に、その行為が効果的に会社を拘束し、あるいはその雇用期間中に明白に会社の目的について代理人であるといわれうる二人の人間を考えるのは困難である」¹¹⁶⁾とした。

この判決にはウェルシュによって次の2つの批判が加えられている。第一に、法人の代理人と法人それ自身との法律上の区別をあいまいにすることで法人の責任の不当な拡大を生むということである。すなわち、「部裁判所の理由づけは、かのおなじみのテスト、すなわち『代理人がその権限内で行為していたか』を単純に採用したことをきわめて強く示唆している」のであり、「不法行為法の全く異なった脈絡で発達した代位責任の論理を裁判所が刑法の分野に拡張することは正当化され得ない。」¹¹⁷⁾ということである。そして第二に、個別代理人がその犯罪につき常に個人的に答責されることを考えると、いったい法人にかかる広い範囲で刑事責任を負わせることによってどんな目的が達成せられるのかということである。そして、「もし起訴の目的が予防であるとすれば、法人が刑法上有罪とされ罰金を科されうるという事実は、取締役が刑法違反となるような方策を追及するのを抑止するのにより有効であろう。」¹¹⁸⁾とする。この点は、法人の刑事責任の効果として取締役に影響力を与えることで犯罪を抑止できるとしており、非常に重要な問題点を指摘している。行為そのものの抑止は行為者処罰によって期待されるから、それ以外の効果を考えなければ、さらに法人に刑事責任を負わせる必要性がなくなってしまうからである。

このように、従来の代位責任に基づいて法人の刑事責任を基礎づける手法に加え、法人内部の一定の個人の行為及びメンズ・レアを法人のそれとみなすことによって法人固有の責任が認められることとなった。後に Alter Ego 理論によってより具体化されていく同一視原理による法人固有の刑事責任が認められた結果、

115) Ibid. at pp. 516-517

116) Ibid. at p. 517

117) Welsh, *supra* note 8 at p. 360 (真鍋訳131頁)

118) Ibid. at pp. 360-361 (真鍋訳132頁、133頁)

イギリスでは法人の刑事責任を代位責任と同一視原理という二種類の理論的基礎に基づいて認めるようになったのである。

この新たな基礎づけによる法人固有の責任は1960年代になって明確な発展を遂げる。そこでの理論的基盤は民事法において発展してきた Alter Ego 理論である。法人のいわば頭脳にあたる取締役など上級幹部を法人の分身 (alter ego) としてその行為や主観的意図を法人のそれと構成する理論である。

1957年の H. L. Bolton (Engineering) Co. Ltd. v. T. J. Graham & Sons Ltd. 事件¹¹⁹⁾において、Denning 裁判官は、Alter Ego 理論について「会社は多くの点において人間の体と類似している。会社は頭脳や会社の行うことを制御する精神の中枢を有している。また、会社は道具をつかんだり、中枢からの命令に従って行動する手をもっている。会社内のある人々は、仕事を行う手にすぎない従業員や代理人であり、会社の心理状態や意思を代表しているとはいえない。別の人々は、会社の命令にかかわる心理や意思を代表し、会社の行為を制御する取締役や管理職である。これらの管理職の心理状態は会社の心理状態であり、法的にはそのように扱われる。」¹²⁰⁾と判示した。

そして、刑事事件に同理論が採用されたのは、従業員たる計量技師が法定の重量を超えた積み荷を乗せたトラックの使用を許容したことについて会社が制定法上の犯罪の共犯として起訴された1964年の John Henshall (Quarries) Ltd. v. Harvey 事件¹²¹⁾である。

一番は被告会社を有罪とし、5ポンドの罰金に処したため、会社が控訴した。控訴審の Parker 首席裁判官は、会社の頭脳としての地位にある者の認識が会社自体の認識とされる場合があることは明白であると判示したものの、当該計量技師はその地位にないとして、会社は無罪とした¹²²⁾。すなわち、一般論として Alter Ego 理論は認めつつ、事案処理においては、計量技師であった行為者は会社の alter ego たる存在ではないとしたのである。

119) [1957] 1 K. B. 159

120) Ibid. at p. 172

121) [1965] 2 Q. B. 233

122) Ibid. at p. 241

その2年後の1966年に被告会社が整備不良の車両の使用を許したことについて起訴された *Reg. v. McDonell* 事件¹²³⁾においても *Alter Ego* 理論が採用された。倉庫管理人が自己に委任されていた職務行為にもとづいて、整備不良の状態にある車両の使用を許可していたという事実は明らかとされていたため、争点は会社とそのただ一人の取締役との間で共謀 (conspiracy) が成立するかにあった。判決は、1957年判決で *Alter Ego* 理論の導入を認めた *Denning* 裁判官の意見を引用しつつ、会社における責任を負う唯一の者は被告人たる取締役本人であって、その結果、会社と当該取締役との間に共謀に必要な二つの人格は存在せず一つの人格しかないから、共謀は成立しないとしたのである。そして、共謀以外の取締役自身の責任については認められている。

この判決が共謀を否定した理由として、会社の分身として位置づけられる取締役としての人格と当該取締役個人としての人格という二つの人格は存在しないことを挙げたことは非常に注目すべきである。本件で問題となった取締役は我が国での議論に当てはめると、代表者にあたる存在である。我が国の通説は、代表者の行為については法人に行為責任が生ずるだけでなく、行為者としての行為責任を否定しないとしているが、これは会社代表者としての人格と行為者個人としての人格の併存を前提としていると考えられるからである。この判決は、我が国の通説が想定している人格併存を否定しているのである。

Alter Ego 理論に基づいて法人固有の刑事責任を考える際、一番重要となるのはいかなる地位にある者が会社の「頭脳」といえるかである。この問題について詳細に示したのは、特定の人間を法人の分身 (alter ego) とする同一視原理を明確に採用した1971年の *Tesco Supermarkets Ltd. v. Nattrass* 事件の上院判決¹²⁴⁾である。事件は、被告人たるスーパーマーケット会社が、一支店において従業員及び支店長の落ち度によって商品が実際の販売価格よりも安い価格で販売されている旨の表示をしたことについて、1968年商品表示法 (Trade Descriptions Act 1968) 違反に問われたものである。同法に規定されていた無過失免責規定では、

123) [1966] 1 Q. B. 233

124) [1972] A. C. 153. 邦文の判例研究として、佐藤雅美「法人の刑事責任に関するイギリス上院判決」法学ジャーナル37号157頁

(a)犯罪の実行が他人(another person)の行為または怠慢によること、及び(b)犯罪の実行を阻止するためにあらゆる合理的な予防措置(precautions)、相当な注意(diligence)を払ったことを証明することが要件とされていた¹²⁵⁾。そこで、①当該支店長が(a)の「他人」にあたるか②被告会社が(b)の要件である必要とされる注意を払っていたといえるかが、本件の争点であった。

一審の治安裁判所は、①について支店長は当該支店における監督権限において会社を代表するといえるとして「他人」にあたらないとして免責規定の適用を否定した。これに対して、控訴審は、①について治安裁判所とは異なり当該支店長が「他人」にあたるとしたが、②について、抗弁の成立要件としての監督義務は支店長に委任されていたと考えられるので監督を尽くしていたとはいえないとして、免責規定の適用を否定した。

以上の訴訟経過に対し、上院は次のような判断を示した。まず①について、数百ある支店のうちの一つの支店の支店長は法人の業務の管理運営に関する権限を持つものとはいえ法人とは同一視されないから、会社から見た場合当該支店長は「他人」にあたるとし、②について、会社は各支店に支店検査員や地域監査員などを定期的に派遣して違反行為を防止するために有効なシステムを確立し、それを適切に運用していたことから(b)の要件も充足するとした。その結果、上院は抗弁の適用を認めてテスコ社を無罪とした。

上院は、①の「他人」性を判断する上で当該支店長が法人と同一視できる存在かどうかを問題とした。もし、支店長が法人と同一視できる存在であれば、免責規定の要件である「他人」といえないからである。本件では「他人」という免責規定の要件が問題とされているが、当該支店長が法人と同一視されるか否かは、逆にみれば法人の刑事責任の根拠となる同一視原理にも関わってくることになる。そして、①なぜ、経営管理権のある者のメンズ・レアと行為が会社のメンズ・レアと行為として評価されるのか、②いかなる範囲の人間が会社と同一視されるのかの二点が同一視原理の理論的な問題であった。この二点の問題について、Reid裁判官は次のように述べた。

125) 1968年取引表示法24条1項

まず、①の問題について「自然人は認識や意図を有し、不注意となりうる精神状態を有しており、また、その意図を実行する手を有している。法人はこれらを全く有していない。法人は常に一人ないし同一の人間によってではないが、自然人を通じて行為しなければならない。その際、行為する人は法人のために話し、行為しているのではない。その人は法人として行為しているのであり、行為に直結する精神状態は法人の精神状態なのである。法人が代位責任を負うかという問題は存在しない。行為する人は従業員、代表者、代理人または委任を受けた者として行為しているのではない。彼は法人の化身 (embodiment) であり、認められた範囲内において、法人としての人格を通して聞いたり話したりするのであり、そして、その精神状態は法人の精神状態なのである。それが、罪ある心理である場合には、罪は法人の罪なのである。一度事実が確認された場合には、特定の事柄を行う人が法人とみなされるか、単に法人の従業員ないし代理人とみなされるかは法律問題である。後者の場合、法人のいかなる責任も制定法上の責任ないし代位的な責任であるにすぎない。」¹²⁶⁾

そして、法律問題とした②について、Reid 裁判官は次のように述べた。

「通常、取締役会、専務取締役そしておそらく法人の他の上級役員 (superior officer) は、経営の職務を遂行し、法人として話し、行為する。彼らの部下はそうではない。彼らは上からの命令を実行し、そして一定の裁量権が与えられている場合と違いはない。しかしながら、取締役会はその指示から独立して行為できる完全な裁量を付与して経営の職務の一部を委任することができる。委任を受けた者がそれによって取締役の代わりに委任の範囲内で法人として行為することができるということを考えるのは難しいことではない。」¹²⁷⁾

Reid 裁判官は、法人は自然人を通じて行為しなければならない存在であるという法人の特徴から、その行為者の行為が法人の行為となり、行為者の精神状態が法人の精神状態となるとした。その結果、法人自身の行為・精神状態を特定することによって、代位責任によらなくても法人自身固有の刑事責任が導かれることになるとしたのである。確かに、法人は構成員である自然人から独立した身

126) Ibid. at p. 170

127) Ibid. at p. 171

体や心をもっている存在とは考えられないが、自然人を行為の媒介者として活動しているという法人がそもそも有する特徴から自然人に依拠して法人の行為・精神状態が特定されることを認めたことで法人固有の刑事責任論を肯定する上で、一歩前進した結論と評価できる。すなわち、この判決は本章冒頭に示した法人の性質上精神状態を観念できないという法人処罰を否定する二番目の論拠を乗り越えたことになるのである。

また、同一視原理の具体的要件としての法人と同一視できる自然人の範囲を経営陣および完全な裁量権を付与された従業員としてかなり厳しく限定した。この限定された範囲がその後の判決において同一視原理による法人固有の刑事責任を認めることを困難にしていく結果となる。そこで、次に上院判決以後の判決例についてみることにする。

(4) テスコ・スーパーマーケット事件上院判決以後

前述のテスコ事件上院判決によって判例法が確立されたようにみえたが、その後も法人処罰の是非自体を問題とした事件がいくつか存在している。最初の事件は、テスコ事件上院判決直後の1972年の *Regina v. Andrews-Weatherfoil Ltd.* 事件¹²⁸⁾である。本件は同社の専務取締役、部長ら3名が、市議会の建築工事の発注に絡んで議員に便宜を図ってもらったことへの報酬として雇用の供与を行ったことが1889年公共団体不正行為防止法 (*Public Bodies Corrupt Practice Act 1889*) 1条の贈賄罪にあたるとして、実際に行を行った同社の建築技師とともに会社の刑事責任が問われた事件である。なお、受け取った議員も訴追されている。

一審の中央刑事裁判所は、三人のうち一人が同社の役員として当該行為に関与すれば、会社自体の刑事責任が生ずるとして、会社を有罪として一万ポンドの罰金刑を科した。

この判決を不服とした会社の控訴に対し、控訴審は、テスコ上院判決を引用して当該自然人が法律上その行為が法人の行為とみなされる地位ないし権限を有しているかについて立証が必要であるとした上で、本件では問題とされている三人のうち二人の地位が不明であることから会社との同一視は困難として控訴を容れ、

128) [1972] 1 W. L. R. 118

会社の刑事責任を否定した。つまり、同一視原理では、問題とされる自然人が法人の分身 (alter ego) と評価できるためには完全な裁量権を有していることが必要であり、具体的な権限が不明な者が被告人の中に二人いる以上、行為者が本人と同一視できるといえず、会社の刑事責任が否定されることとなったのである。

次に、1992年の *Warwicsshire County Council v. Jonson* 事件¹²⁹⁾が挙げられる。本件で実際に訴追されたのは法人ではなく支店長個人だったが、事案をみると法人の刑事責任の是非を検討すべき事案である。具体的には、ある家電販売店で「どの機種のテレビ・ハイファイビデオも、現金なら20ポンド引き」という広告に対し、客が他の店で159ポンド95セントで売られているテレビについてその価格を基準に139ポンド95セントで購入できる趣旨の広告と思って申し込んだ。これに対し、当該店舗の支店長がその店での価格だった179ポンド95セントが20ポンド割引になる趣旨の広告であるから、結果的に他店と同価格での販売になるとして当該申込みを拒否したという事実について、1987年消費者保護法20条1項の商品の価格等に関する不当表示の罪で支店長が起訴されたものである。当該広告が不当な表示にあたるのかどうか、同条2項aの「その職務の遂行中に」という文言について、会社だけでなく支店長もその主体として含まれるかの二点が争点となった。控訴審は、両方とも認めて支店長を有罪とした。

これに対し、上院は不当な表示である点は認めたものの、第二の争点につき、同法が個々の従業員ではなく、法人を名宛人とした法律であることから、個々の従業員が犯罪の主体となることはないとして、控訴審判決を破棄し当該支店長を無罪としたのである。

本事件は支店長が訴追対象であったため、第二の争点で支店長が行為主体と認められなければ、支店長本人は非身分者であるから犯罪が成立しない。では、上院判決が名宛人として認めている会社自体が起訴されていた場合はどうなるだろうか。そこで問題となるのは、支店長が同一視原理という会社と同視できる存在といえるかである。Tesco事件上院判決の定めた要件に従えば、支店長が経営陣の一人であったか、取締役会の指示から独立して行為できる完全な裁量権を有し

129) [1993] 1 All E. R. 299

ていたかによって決定されることになる。Tesco・スーパーマーケット事件でも支店長が問題とされ、法人の業務の管理運営上の権限がないことから、同一視が認められていなかった。しかし、支店長は通常その支店の営業に関して裁量権を与えられており、その意味でTesco上院判決の要件の一つである、取締役会から独立した完全な裁量権を付与されている存在に支店長が該当するようになる。そう考えると、支店長はその支店内での行為について会社と同一視される存在に該当し、会社の刑事責任が認められることになると考えられる¹³⁰⁾。

さらに、翌1993年に18歳未満の者への販売が禁止されているビデオテープを14歳の少年が購入しようとしたところ、18歳未満であることを認識しつつビデオテープを販売した行為についてTesco・ストア社が1984年ビデオ・レコーディング法11条1項の不法販売の罪で起訴された事件を挙げることができる¹³¹⁾。同法には販売相手が許可年齢に達していないことを認識せず、あるいはこれを信じるべき合理的根拠を持たなかったといえる場合には免責されるという抗弁が規定されていたため、抗弁の適用が争点となった。

一番は抗弁の適用を認めず、会社を有罪とした。そして、二審においても「被告会社とその管理下で実際にビデオを販売する従業員との間は区別はない」とし、「大企業を管理運営している者等が、その時々ビデオ映画テープの購入者の年齢に関する認識や情報を有するであろうと想定するのは現実的ではない」¹³²⁾と判示した。

この判断については、管理運営する者について抗弁の適用可能性を認めると、常に認識していないということで抗弁が認められることになり、同罪の成立する可能性が全くなってしまふおそれがあるため、同一視原理の適用を否定したとの理解もある。しかし、本件の場合、仮に同理論の適用を認めた上で抗弁を否定することも可能だったと考えられる。なぜなら、当該販売係を同一視できる存在ととらえたとしても、本件の販売係自身は相手方が年齢に到達していないこと

130) 同様に、Tesco・スーパーマーケット事件で問題となった支店長も支店に関する行為については裁量権を与えられていたと考えるべきようにわたくしには思われる。

131) Tesco Stores Ltd. v. Brent London Borough Council [1993] 2 All E. R. 718

132) Ibid. at p.721

を認識しつつ販売しているのであるから、抗弁を適用することはできず同条違反になるからである。判決の問題はビデオ販売行為のような具体的営業行為についても管理運営している者を法人の分身 (alter ego) と捉えたところにある。つまり、本件で必要とされた年齢チェックは管理運営者から販売係に委任されており、当該販売係の認識を法人の認識とみることができるからである。tesco・スーパーマーケット上院判決の要件によっても、支店長などの支店運営に関して取締役会から独立して裁量権を与えられている者から販売係はチェック行為について委任を受けていると考えられる。この二重の委任関係を経たうえで、販売係をチェック行為について法人の分身ととらえることができるように思われるのである。

しかし、tesco・スーパーマーケット上院判決以後の判決は法人と同一視できる範囲を上記のように限定した結果、同一視原理の適用に弱点が存在したことを認めざるを得ない。

(5) 学説による批判

上述した判例の経緯によれば、主観的要素を必要とする犯罪について代位責任および法人固有の責任を共に法人に対して問うことが可能となっている。そのため、法人はいかなる行動をした場合に双方の責任を否定され、刑事責任を負わないことになるのが問題となる。このことはすなわち、法人固有の刑事責任と代位責任双方の適用範囲を明らかにすることが必要となる。L. H. Leigh は両者の関係について、同一視原理による法人の固有の責任と代位責任の相違は程度の問題にすぎず曖昧なものにすぎないと批判する¹³³⁾。そして、法人の刑事責任は犯罪を遂行した行為者の地位ではなく、法人の方針に従って遂行された行為に基づいて根拠づけられるべきであり、法人の方針に従った行為かどうかの判断は、上級管理職員の行為であるなどの事実によって、法人の刑事責任に一応の証拠 (prima facie case) があるとした上で法人側に抗弁の機会を与えるという提案をしている¹³⁴⁾。

法人固有の刑事責任を問うということは、法人自身の行為とみるべき行為につ

133) Leigh, *supra* note 88, at p. 83. なお、この提案は挙証責任を転換するものではない。

134) Leigh, *supra* note 88, at pp. 126-127

いて責任を問うということである。その指標はあくまで行為自体であって行為者の地位ではない。

判例の導入した同一視原理はいわば法人の代表者という存在のみを法人の分身 (alter ego) としており、その特定を厳密に行いすぎたために、法人固有の刑事責任を現実にも認める範囲を狭めてしまった。この結果は、我が国の通説的見解も厳格に代表者の監督上の責任を確定させようとすれば抱えることになる問題である。

その打破のために Leigh は行為を基礎にした法人固有の刑事責任を問うべきと主張するが、同一視原理も行為の責任を論じていないわけではない。同一視原理は、法人の分身としての alter ego が行った行為の責任を法人に対して問うものだからである。不十分な適用範囲の解決は、alter ego にあたる構成員の範囲を拡張させることで十分に可能なはずであった。しかし、経営に直接タッチしていない従業員を法人の分身とするにはたとえば執行役員の指示、委任といったその説明が必要であって、それはすなわち Leigh が主張する法人の方針に従っていることなのである。そのように考えることで、問題とすべき行為は分身としての活動すなわち法人自身の行為ととらえられ、その結果代位責任から脱却した法人固有の刑事責任が問われることになるのである。

Leigh と同様の考え方は Fisse の主張にもみられる。Fisse は同一視原理のように、取締役や管理職のメンズ・レアによって法人の刑事責任を基礎づける考え方(「管理的メンズ・レア」)は代位責任の変形にすぎないとして批判する¹³⁵⁾。そのうえで、Fisse は次のように主張する。すなわち、法人は自然人のような「心理能力」を有してはいないが、法人はその方針に基づいて取締役や従業員の意図に還元できない意図を示している。ただこの法人の方針を立証するのは困難であるから、法人の活動から違法行為が生じた後に法人がそれを防止するために適切な対応をとらなかった場合に、当該違法行為について法人の方針が表明されたものとする「応答的法人責任 (reactive corporate fault)」として法人の刑事責任を認めるべきである¹³⁶⁾。この考え方は、違反行為当時法人の方針がどのようなものか

135) Fisse "Reconstructing Corporate Criminal Law : Deterrence, Retribution, Fault, and Sanctions" 56 S. Cal. L. Rev. 1141 (1983), at p. 1187.

明らかではないが、もしそれが違法行為を行わせるものであれば、事後的に違法方向へ向けられた対応をとらなければならないとする。すなわち事後的な義務違反性によって法人のメンズ・レアを確定するものといえる¹³⁷⁾。

法人の方針というものが存在しそれが各構成員の行為を統合しているという構造は、法人という組織が複数の自然人によって構成されること、そして、個々人はそれぞれ別の人格であるから何か行動を統制する基準がなければ一定の方向に向けられた活動にはならないことから、法人の方針の存在を基礎にして法人の刑事責任を問おうとする方向性は妥当な分析である。しかし、犯罪の主観的要素としてのメンズ・レアを考える際には、その行為が法人の方針に支えられていることのみならず、当該行為者の故意・過失の存在も無視できない。法人は「心理能力」を有しないが、行為をする手足も有していない。すなわち、「行為」をすること自体も自然人の媒介なしにはできないからである。そうだとすれば、法人の方針とともに、行為の媒介者である自然人行為者の故意・過失を考慮してメンズ・レアを構成すると考えるべきである。その意味で、Fisse の応答的刑事責任の議論は法人固有の刑事責任論としては問題を残している。

3 故殺罪における法人の刑事責任

(1) 同一視原理の限界

上述のようにテスコ事件上院判決によって同一視原理が確立されたものの、その後の判決は具体的な適用の場面で困難を極めていた状況にあった。さらに、同一視原理による法人固有の刑事責任は犯罪の種類による制限をおいていなかったため、法人の刑事責任論をめぐる論争は1990年代に入って、現在、生命・身体に対する罪についても拡大した¹³⁸⁾。

この問題が裁判所で本格的に論争されたのは、1990年の R. v. P & O European Ferries (Dover) Ltd. 事件¹³⁹⁾である。この事件は、1987年3月にイギリスのドーヴァーを出発したフェリーが乗員と乗客539名を乗せてベルギーのゼーブリュッヘへ向かう途中、船首部の車両乗降口からの浸水により転覆して、乗客

136) Ibid. pp. 1201 ff.

137) 佐藤雅美「英米における法人処罰の法理（二・完）」阪大法学147号（昭62）124頁

188名が死亡し、その他多数の重軽傷者を出した事件である。フェリー沈没の直接の原因は車両乗降口の閉め忘れにあったが、事故当時、車両乗降口の開閉を任務とする副甲板長は十時間以上も休憩なしに働きつづけた疲れから船室で仮眠をとっており、直属の上司である甲板長や一等航海士、船長なども、副甲板長を適切に指導して車両乗降口を閉めさせることを怠っていた。更に、事故前からP&Oが所有する他のフェリーの船長が、ブリッジからでは車両乗降口の開閉を確認できないので乗降口に開閉確認灯を設置してほしいと再三にわたって要求していたが、取締役会がこれを無視し、その後も乗降口を完全に閉じないでフェリーを何度も航行させていたなど安全航行に関する杜撰さが明らかにされた。事故調査報告書の「フェリー操業につき、会社の取締役会から下級管理者のすべてが、怠慢さを分かち合っていたという点で罪がある。会社の隅々が怠慢さで汚染されていた」という結論を受け、フェリー会社と事故に関与した船長、取締役ら7名を故殺罪で検察当局は起訴したのである¹⁴⁰⁾。

このうち、会社が故殺罪で処罰できるかという論点につき、第一審の中央刑事裁判所のTurner判事は、「イギリス法における故殺罪が、人の直接・間接の行為による人の不法な殺害であり、また、法人の化身であり法人のためにする行為する者が、作為又は不作為により死を惹起したというのであれば、法人は自然人と同様、故殺罪につき有罪となりうる。」¹⁴¹⁾として同一視原理の適用によって法人

138) それ以前も前述した1927年の事件において故殺罪が問題とされたが、当時は法人固有の責任自体が認められていない時代であったため、法人の刑事責任は否定されている。次に問題となった事件は、1965年の北部露天採鉱会社事件だった。1965年当時は、法人固有の刑事責任が認められるようになってきたが、カーディフ市のグラモーガン巡回裁判所は法人に故殺罪を認めていない。S・スチュアート著（大谷實ほか訳）『現代イギリス法』（成文堂、昭49）100頁。

その一因として、1980年代後半の多数の死傷者を伴う災害事件の続発が考えられる。たとえば、1987年のロンドン地下鉄における火災事故、1988年の北海油田開発地での爆発事故、ロンドン郊外での列車衝突事故などが挙げられる。詳細は、菅原正幸「故殺罪に対する法人の刑事責任（一）—イギリス法を中心に—」法学論集50巻2号（平12）42頁注5）参照。

139) 93 Cr. App. R. 72

140) 本件は起訴が取り下げられているため判例集への掲載がない。ここに示した事実は、注139)とともに、菅原・前掲注138) 39頁を参考にした。同論文は、運輸省の事故調査報告書によっている。

141) 93 Cr. App. R. 72, at pp. 88-89

の故殺罪が成立しうることを理論的に認めた。そのため、前述した車両乗降口の開閉に関する P & O 取締役会の決定が故殺罪のメンズ・レアである無謀 (recklessness) に該当し、これが死亡事故の原因につながったことが証明されれば同社は故殺罪で処罰されることになる。しかし、乗降口をあけたままフェリーを出航させることにつき、どの取締役も危険を感じたことはなかったという弁護側主張が通り¹⁴²⁾、本件ではこの論理構成を採用できなかった。さらに、それぞれ重過失のない行為者の行為を集積することによって法人の刑事責任を基礎づけることはできず、誰もが明白な危険性を認識していたことを示す証拠はないとした¹⁴³⁾。すなわち、Turner 判事の意見は、故殺罪について同一視原理を適用することは一般論として認めたものの、その適用は厳格な形で維持したのである。同一視原理では同一視される特定の個人の主観が法人の主観的要素を基礎づけることになるが、本件のように複数の人間に分散する場合に、主観的要素の要件を緩和して集団的な主観を認める考え方は明確に否定された。このことは、過失犯についても法人の刑事責任を認める原理には変動がないことを示したものと評価できる。同様の問題を提起した事件として、1997年に起こった SouthAll でのグレートウェスタン鉄道衝突事件が挙げられる¹⁴⁴⁾。

(2) 立法化の動き

前述したように、判例は法人固有の刑事責任を Alter Ego 理論に基づく同一視原理によって認めてきた。一方、イギリスでは1965年以降、従来の判例に基づく原則の一般化を図る目的での刑法全体の法典化が行われており、法人の刑事責任も立法化の検討対象となっている¹⁴⁵⁾。そこでは同一視原理の法典化が進められていたが、すでにみた P & O ヨーロピアンフェリー事件、グレート・ウェスタン鉄道事件といった故殺罪が問題とされた事件において、同一視原理に基づく法人の

142) 菅原・前掲注138) 40頁

143) 明白な危険性の認識があったと認定されたのは幅甲板長と一等航海士の2人についてだけであったが、彼らのみの処罰によるスケープゴートとしての処罰は意味がないとして、結局検察側は起訴を取り下げている。Times, October 20

144) 事件の詳細は、C. Wells, Corporations and Criminal Responsibility (2001, 2nd Ed.) pp. 112-114

145) 立法化の動きは、奥村正雄『イギリス刑事法の動向』（成文堂、平8）229頁以下に詳しく紹介されている。

刑事責任を認めることが困難であった。そこで、故殺罪に関して同一視原理と異なった法人の刑事責任を問う新しい規定が提案されている。そこで次に、刑法全体の法典化の動きにおいて法人の刑事責任がどのように規定されてきたか概観した上で、この新しい提案について検討する。

法人の刑事責任についての一般原則を確立するための検討委員会は、1972年3月、「法人の刑事責任」と題するワーキング・ペーパー44号を公表した。ここでは、厳格責任、代位責任の拡大について責任主義との関係で警鐘を鳴らし、メンズ・レアの必要な犯罪についての法人処罰を可能とする法理の確立を求めている。また、同一視原理は企業自体への責任の帰属により犯罪の不処罰を防ぐとしている。その後、法典編纂委員会は刑事責任の一般原則の成文化という観点から法典チームを発足させ、1985年「刑法の法典化（CODIFICATION OF THE CRIMINAL LAW）」と題するロー・コミッション143号を公刊した。その後、若干の変更が加えられ「イングランド及びウェールズにおける刑法典（A CRIMINAL CODE FOR ENGLAND AND WALES）」ロー・コミッション177号が公刊された。法人の刑事責任については、次のような規定として30条に規定された¹⁴⁶⁾。

第三十条

- 1 以下の場合には、過誤を必要としない犯罪の正犯として法人に責任を負わせることができる。
 - a その従業員又は代理人が第29条に規定された行為をした場合。
 - b 犯罪の要素である不作為、状態又は結果の発生があった場合。
- 2 その管理職員の一人が、その職務範囲内で犯罪成立に必要とされる過誤をもって、行為し、犯罪に関わった場合に限り、法人に以下の責を負わせることができる。
 - a 過誤の要素を含む犯罪の正犯
 - b すべての犯罪の共犯

146) 訳文は村井敏邦監修「一九八九年イギリス刑法典草案一条文訳出と解説」法学志林89巻2号（平3）81—82頁によった。

3 ●●●●

- a 法人の管理職員とは、取締役・支配人・事務統括者その他これと同等の地位にあって（その職に任命されたか否か、又は正当に任命されたか否かを問わず）、法人の管理に参加しているものを意味する。
 - b 国有の産業又は産業の一部若しくは事業を経営するための、法令又はそれに基づいて設置され、その事務がその構成員によって運営される法人については、この項でいう「取締役」とはその法人の構成員をいう。
 - c 特定の職にある者が管理職員か否かは法律問題である。
- 4 管理職員は、ある犯罪について明記された行為をなし、教唆し、援助し、若しくは助長する場合、又はその行為を防止しない場合には、その犯罪に関与したものとする。
- 5 第四項については、管理職員は次のような手段のいずれかをとることができるのにとらなかったときには、その行為を防止しなかったものとする。
- a その行為がなされないように保障するための手段
 - b 不作為又は状態・結果の発生が犯罪を構成するときには、不作為の発生、又は状態・結果の発生を防止し、又は中止するための措置
- 6 管理職員は法人に危害を与え、又は自分若しくは他人によって加えられた危害を隠す意図を持って行為するときは、「職務範囲内」の行為とはならない。
- 7 法人は罰金その他の金銭罰で処罰できない犯罪については責任を負わない。
- 8 法人は次のような要件から構成される、又はそれらを含む抗弁を有する。
- a 一定の精神状態の存在、但し、次の二つの場合に限る。
 - i 犯罪に関与したすべての管理職員がその精神状態を有する場合。
 - ii いかなる管理職員も関与しなかったとき、関与した他の従業員又は代理人のすべてがその精神状態を有する場合。
 - b ある精神状態の不存在。
但し、犯罪の主たる部分に責任を負う管理職員のすべてがその精神状態を有しない場合に限る。
 - c 要求される行動基準の法人自身の遵守

但し、犯罪の主たる部分に責任を負う管理職員が当該行動基準を遵守する場合に限る。

法人の刑事責任を規定する30条は、1項で主観的要素を必要としない犯罪について法人の代位責任について規定し¹⁴⁷⁾、2項では主観的要素を必要とする犯罪について、管理職員の主観的要素に基づく法人固有の責任について規定している。この規定は、基本的に判例法を忠実に再現したものと評価できる。また、法人が責任を負う場合に管理職員が共犯としての責任を負う場合について規定している。しかし、ローコミッション177号に示された刑法典草案は220条に及ぶものであったため、草案を限られた議事日程の中で審議して一挙に立法化することが困難なこと、内容的にも刑事責任の一般原則の規定や各則規定に見直し・再検討を要するものが少なくないことなどの理由から、草案全体を一度に立法化することを目指すのではなく、部分的に立法化していく方針がとられることになった。その結果として、法人の刑事責任に関しては、次のような法人の管理過失に基づく過失致死罪の創設が提案された。

法人の管理過失に基づく過失致死罪 (corporate killing)¹⁴⁸⁾

- 1 法人は以下の場合に、管理過失に基づく過失致死罪として有罪となる。
 - a 法人の管理過失が人の死の原因または原因の一つをなし、
 - b それが当該状況において法人の合理的に期待される行為基準より著しく劣る場合
- 2 前項において、

147) a号が規定する29条は、他人の行為について犯罪の要素を帰属させられる場合一般について規定している。

148) Law Commission No. 237, *Legislating the Criminal Code: Involuntary Manslaughter* (1996) at "Appendix A-Draft Involuntary Homicide Bill" Section 4. 罪名は後にみるように法人致死罪などと訳されていることもあるが、その用語では法人が死に至るようなイメージがあるので、ここでは「法人の管理過失に基づく過失致死罪」とすることとした。本罪については、菅原正幸「故殺罪に対する法人の刑事責任(二・完)ーイギリス法を中心にー」法学論集50巻3号(平12)100頁参考。

- a 管理過失は、法人がその活動を管理あるいは組織する際に雇用した者または第三者の衛生・安全を確保しない場合を言う
 - b かなうな過失は、個人の作為又は不作為が人の死の直接の原因であったとしても、なお致死結果の原因をなすものと認められる。
- 3 本条で有罪となった法人には、罰金刑が科される。
 - 4 自然人は、当該致死結果につき、他の犯罪で有罪となることはあっても、本条の罪で共犯として有罪となることはない
 - 5 以下（略）

従来判例の採用してきた同一視原理を放棄し、法人自身の過失を議論の中心に据えたこの規定は次の意味で注目に値する。立法準備の経過は、ロー・コミッション177号を一気に審議できないために個々の立法提案でそれを具体化するという立法過程の1つであったにもかかわらず、ロー・コミッション237号は、ロー・コミッション177号の採用した同一視原理を放棄して、新しい過失概念に基づく法人の管理過失に基づく過失致死罪を提案しているのである。その原因にはやはり177号の作成時期から立法提案までに1980年代後半に多数の死傷者を伴う災害事件が続発したが、刑事訴追が結局できなかったこと¹⁴⁹⁾、数少ない訴追事例でも、判例が法人の刑事責任を否定したことによって同一視原理の限界が顕在化してきたことがあげられる。そのため、法人の管理過失に基づく過失致死罪では、新たに導入される安全管理体制の基準逸脱性という法人だけに適用される客観的な過失概念によって法人の処罰が根拠づけられ、従来の法人の刑事責任との関係からはいわば第三の法人責任原理として法人過失概念が提案されたのである。

この方法に対しては、「法人固有の客観的な過失概念を個人責任の帰属原理である代位責任や同一視原理と併存させることに、どのような理論的・原理の一貫性が保たれるのかが問われる」¹⁵⁰⁾と批判されている。過失致死罪以外、特に故意犯の場合、従来通りの同一視原理の適用と区別すべき積極的理由が見あらず、

149) 具体的には、前述のフェリー事故のほか、ロンドン地下鉄における火災事故（1987年）、ロンドン郊外で発生した列車衝突事故（1988年）などが挙げられる。

150) Wells, *supra* note 135, at p. 125

この批判は非常に的を得ている。

さらに、佐藤雅美教授は実践的な問題として「法人致死罪が積極的に活用されることになると、大企業の場合には幹部の刑事責任は問われないという慣行が生まれる可能性がある。これが社会の要請に合致するかどうか、問題は残る」¹⁵¹⁾と論じている。すなわち、中小企業の場合、従来の同一視原理によって重過失致死罪が法人に適用される可能性があり、上級幹部も責任を問われるのに対し、法人の管理過失に基づく過失致死罪では、規定上上級幹部の責任が問われないこととされているからである。

しかし、この問題は同一視原理における行為者・法人の両罰という形態を前提とした不平等感であって、法人の管理過失に基づく過失致死罪が想定する自然人を共犯としない考え方に統一した場合にも解決がつく。その場合、法人のみが刑事責任を問われ、幹部の刑事責任が問われないことが社会の要請に合致するかという問題は別途残っている。この問題については、後に検討することとしたい。

さらに、菅原氏は法律委員会の提案は、法人の刑事責任の要件を自然人のそれとの類比によって構成している点については評価できるとしながら、致命的な欠陥があるとする。すなわち、「法人が『形而上の存在』であるがゆえに主観的精神状態を享受できないとしている点である。この理由づけを貫徹するなら、結局のところ、法人は行為もなしえないということになり、法律委員会が管理過失という概念を用いて故殺罪の客観的要件を満たそうとしていることと大きく矛盾」¹⁵²⁾するというのである。そこで、菅原氏はイギリス刑法が故殺罪の要件の基礎としている「危険」概念の再構築を試みることで、法律委員会が否定した法人の故殺罪に対する刑事責任の主観的成立要件の問題を解決しようとする。

まず、同氏は、大塚裕史教授が予見可能性の判断基準を分析するために用いた「人間の生物学的基礎」を前提として、一連の過程を情報収集過程、情報処理過

151) 佐藤雅美「法人の刑事責任に関する一考察」森本益之ほか編『大野真義先生古稀祝賀 刑事法学の潮流と展望』（世界思想社、平12）223頁

152) 菅原・前掲注138）102頁。なお、菅原氏は、「法人の行為能力を不作為に限って認めるものとして解しても、不作為は作為可能性を前提とした概念であるから、法人は不作為すらなしえないとして、一定の行動基準を期待することは無意味になってしまう」として、さらに批判する。

程、情報伝達過程の3つに分け、それぞれで生ずるエラーを「収集エラー」、「判断エラー」、「伝達エラー」と命名する¹⁵³⁾。これを法人行為者に当てはめると、①「収集エラー」とは、危険源を直接コントロールする措置を採らないか、もしくは危険源に直近する従業員に適切な監督・訓練を施さなかった場合であり、②「伝達エラー」とは、危険源に直近する従業員と中間管理者との間に、そして中間管理職と危険回避措置につき権限を有する上級管理職員との間に、それぞれ有効な情報伝達システムを確立していなかった場合がこれにあたる。そして、③「判断エラー」とは、危険回避措置権限を有する上級管理職員が明白な危険の存在を否定するような決定を行なった場合であり、以上が故殺罪の成立要件である過失とする。そして、客観面としての法人の行為もこれと対応した危険回避システムの不備と位置づける。具体的には、①危険源をコントロールするため、あるいは危険源に直近する従業員に適切に監督するためのシステムの不備、②危険情報に関し、法人の各階層を結ぶ伝達システムの不備、③明白な危険の存在を否定する上級管理職員の決定の3つである¹⁵⁴⁾。以上の分析をした結果、菅原氏は法人による故殺罪に関して次の新しい提案をする¹⁵⁵⁾。

- 1 (1) 法人は、必要な安全システムの欠如によって惹起された人の死につき、
 - (a) その政策決定役員 (decision-making officers) を通じ、必要な安全システムの欠如が致死又は重大な身体障害をもたらす危険を認識し、
 - (b) 政策決定役員を通じて認識又は信じた状況の下で、そのような危険を犯すことに合理性がない場合、
無謀殺で有罪となる。
- (2) 法人が危険を認識したという事実は、その政策決定役員が関連法規によって課された義務を遵守する形で従業員その他法人の業務に関与したものの健康・安全に対する危険を適切に査定しなかったことによって証明される。

153) 菅原・前掲注148) 112頁

154) 菅原・前掲注148) 112頁—114頁。さらに、「無謀」については①危険の程度の過小評価、②既存の回避措置の過大評価によって基礎づける。同・116頁

155) 菅原・前掲注148) 118頁—119頁。

- (3) 法人が当該危険を適切に査定しなかったことは、裁判所ないし関連当局によって発せられた、危険の存在に関する告知を受領した後、危険を回避するための合理的な措置を採用しなかったことによっても証明される。

2(1) 法人は、必要な安全システムの欠如によって惹起された人の死につき、

- (a) 必要な安全システムの欠如によって致死または重大な身体障害をもたらす危険が、合理的な法人に明白であり、
- (b) 致死結果が生じた時点で、法人には、その政策決定役員を通じて危険を認識する能力があり、かつ、
- (c) その安全システムの欠如が、当該状況において法人に期待される危険回避措置の合理的基準より著しく劣る場合、

過失致死罪で有罪となる。

- (2) 法人がその事業において、雇用された者その他の関与者の健康・安全に対する危険に対処するために必要な安全システムを欠いている事実は、

- (a) 危険を内包する事業に有能な職員を配置したり、未熟な従業員を訓練し、ないしは経験の浅い作業員に監督者をつける等、適切な訓練・監督システムを確立することを怠ったこと、
 - (b) 政策決定職員と当該事業に従事する従業員との間に連絡機構を設けなかったこと、ないしは、
 - (c) 政策決定役員が既に確立した連絡機構を通じて明白な危険の存在に関する情報を得たにもかかわらず、これにつき適切な判断を下して回避措置を採る決定をしなかったこと
- により証明される。

- (3) 本項において「政策決定役員」とは、その決定が、危険を内包する法人の事業活動や安全システムに影響を及ぼすと認められる、執行権限を有する法人の役員を意味する。

3 前1ないし2条において、「危険」とは、機械、作業方法その他作業工程を含めた特定の危険源 (hazard) ないし事業から危害が生ずる蓋然性、及び危害の程度を意味する。

そして、この規定を前述したP&O事件に当てはめると、車両乗降口を開けたままフェリーを航海するという危険源についての情報が取締役会（政策決定機関）に伝達されていたにもかかわらず、何ら効果的な危険回避措置（安全システム）を採用しないままフェリーを航海させていたということになり、2条(2)項(c)の規定により、法人は過失致死罪で処罰されることになるという¹⁵⁶⁾。

菅原氏の議論は、法人という複数の人間が関わる存在としての特殊性がたとえば、「伝達エラー」という形で考慮されている。また、曖昧な議論になりがちな過失犯の注意義務を判断過程に即して緻密に分析している点では高く評価できる¹⁵⁷⁾。しかし、政策決定役員の段階での危険回避措置を基礎とした議論であり、従業員の過失に基づく危険発生の場合について、法人、個人どちらを処罰すべきかの是非がさらに検討すべきである。

4 小 括

イギリスにおける法人の刑事責任は、主観的要素が必要ない犯罪に関する代位責任から同一視原理によって大半の犯罪が該当する主観的要素を必要とする犯罪についても法人固有の責任を認める方向に拡大してきた。判例上最終的に結実した結論がテスコ・スーパーマーケット上院判決だったといえる。主観的要素を必要とする犯罪に関する法人の刑事責任は、法人の場合を特別視することからその刑事責任を認めるのではなく、責任主義との調和を図りつつ刑事責任を肯定しており、その基本的姿勢は法人の刑事責任の理想を考える上でも有益である。しかし、この理論も法人と同一視できる自然人の範囲を判例は厳格に解してきたため、非常に狭い範囲でしか法人の刑事責任を肯定できない結果になってしまった。また、P&O フェリー事故のように何人もの行為が積み重なった場合、分身たる自然人の特定を要求する同一視原理では、処罰できなかった。

法典化作業において、法人の管理過失に基づく過失致死罪という新たな提案が

156) 菅原・前掲注148) 119頁—120頁

157) 菅原氏の議論は、法人による過失致死罪の立法提案を契機として考察されているため、いわゆる故殺罪のみをその対象としているが、故意犯の場合にも同様の議論が可能ではないかと思われる。

法律委員会からなされているのも非常に興味深いものの、同一視原理とどのように区別されるのか、その原理的な問題は未だ解決されていない。

一方、大陸法系の国では従来法人の刑事責任について否定的であったが、1993年フランス新刑法で法人の刑事責任が導入され、ドイツでも1990年代以降法人の刑事責任論が盛んに議論されている。そこで、Ⅳではドイツにおける法人の刑事責任を検討する。

Ⅳ ドイツにおける法人の刑事責任

既にみてきたように、我が国及びイギリスでは早い時期から法人の刑事責任を積極的に認めてきていたが、これに對しいわゆる大陸法の国では従来法人の刑事責任に否定的であるとされてきた。しかし、1992年に制定されたフランス新刑法が法人の刑事責任を肯定し、オランダも法人の刑事責任を認める刑法改正が行われるなど、法人の刑事責任が認められつつある。他方、ドイツでは法人の刑事責任は認められておらず、法人に対する制裁は秩序違反法に規定されている過料(Geldbuße)によって対応してきたが、そのドイツでも近年法人の刑事責任を肯定する議論が活発に主張されてきている。その原因の一つに、ヨーロッパ統合の一環として経済秩序の統一も目指され、EC圏内における経済活動を規制する条約、法規が整備されていることが挙げられる¹⁵⁸⁾。さらに、国連レベルでも2000年に成立した国際組織犯罪条約3条が締約国に企業犯罪について国内法の原則に基づいて責任を問うことを要求しており、法人の刑事責任に関する議論に今後影響を及ぼすことが考えられる。また、環境刑法の発展もその議論に大きく寄与していると考えられる。そこでここでは、近年のドイツにおける学説状況について検討する。

158) 詳しくは、川崎友巳「企業犯罪論の現状と展望(一)」同志社法学47巻4号(平7)269頁—273頁。法人処罰に関しては、後にみる1988年10月20日のヨーロッパ評議会大臣会議勧告、サイバー犯罪に関する条約12条を挙げることができる。なお、後者の条約は我が国も署名することを決めており、刑事訴訟法改正など国内法整備に着手し、早期の条約締結を目指しているとされる(平成13年11月20日毎日新聞記事)。そのため、この条約の規定する内容は、わが国の法制度にも影響を及ぼすものと考えられる。

1 従来の学説・判例の状況¹⁵⁹⁾

現在、ドイツでは法人の処罰はできないとされている。現行のドイツ刑法典も法人の可罰性を認めていないし¹⁶⁰⁾、学説、判例も法人の可罰性は否定されるとするのが大勢である。たとえば、イエシュック＝ヴァイゲントの『ドイツ刑法総論』では次のように論じている。

「法人及び人的組織体は、その機関を通してのみ行為能力があり、それゆえ、それ自体を処罰することはできない。さらに、それらに対しては、刑罰に存する社会倫理的な非難は意味をもたない。なぜなら、責任非難は責任のある個人に対してのみ提起されうるのであり、関与していない構成員あるいは財産団体に対しては行えないからである」¹⁶¹⁾

しかし、法人の処罰が全く認められてこなかったわけではなく、たとえば1919年のライヒ租税通則法(Reichsabgabenordnung) 393条は、法人の業務遂行に関して租税反則行為(Steuervergehen)が行われた場合に、直接法人に対し、刑事罰を科すことを可能としており、その場合、自然人の責任を確定することは必要とされていなかった¹⁶²⁾。ただし、この規定は行為者の責任の確定を要求している

159) ドイツの状況に関しては、既にいくつかの論稿で紹介されている。下村康正「ドイツ刑法学における法人犯罪理論の一考察」同『刑法総論の現代的諸問題』(文久書林、昭54)所収214頁以下、平沢修「ドイツと我が国における法人制裁の理論と現状」早稲田法学会誌30巻(昭55)241頁以下、松原久利「ドイツにおける法人処罰」同志社法学42巻3号(平2)47頁以下、伊藤利明「ドイツにおける法人処罰問題」東北学院大学論集(法律学)39号(平3)51頁以下、川口浩一「企業の腐敗防止と刑事責任—最近のドイツの動向を中心として」奈良法学会雑誌10巻3=4号(平10)83頁以下。環境犯罪に対する企業責任として、金尚均『危険社会と刑法』(成文堂、平13)206頁以下、平成12年に行われた関西部会での共同研究「法人処罰論の今日的視点」の報告において、ドイツの状況を紹介するものとして、「諸外国における法人処罰の動向」[松原久利]刑法雑誌41巻1号(平13)5頁以下。また、ドイツの経済刑法の状況を紹介した邦訳書として、クラウス・ティーデマン(西原春夫・宮澤浩一監訳)『ドイツおよびECにおける経済犯罪と経済刑法』(成文堂、平2)が挙げられる。

160) 関連する条項として、他人のためにする行為について規定する14条がある。しかし、これも自然人たる行為者の範囲を拡張するにすぎない、機関の責任に関する規定であって、法人の犯罪能力やその処罰については積極的な意味はないとされている。松原・前掲注159)47頁参照。

161) Jescheck=Weigend, Lehrbuch des Strafrechts, Allgemeiner Teil, 5. Aufl. 1996, S. 227

162) ティーデマン・前掲注159)86頁

犯罪については適用されないとされ、その適用範囲はもともと限られていたが、1939年、租税通則法改正で責任の推定に基づいて脱税を処罰する可能性が完全に否定され、その意義を完全に失った¹⁶³⁾。

第二次世界大戦以前にもこのほかにも法人の処罰が認められていた場合があった。それは、他人の行為である機関の違反について、①代位責任を根拠として法人に秩序罰が科される場合と②団体の機関に罰金刑が科された場合に、その執行に際して法人に補完的責任が課され、間接的な刑事制裁が加えられる場合である¹⁶⁴⁾。当時の学説は、これらの処罰を法人事業主への刑罰法規の適用であり、ドイツ刑法において展開されてきた社会倫理的責任概念、刑罰概念と相容れないとして否定的な立場をとった¹⁶⁵⁾。

第二次世界大戦敗戦後、ドイツ刑法に大きな影響を及ぼしたのは占領法規である。たとえば、カルテル法や外国為替法では法人に対する直接的な刑事罰が認められていた。しかし、占領法規は英米法の影響を強く受けていたためその効力が問題とされた。

学説の大部分は、「法人処罰がドイツ刑法の基本観念とくに人格的責任の要件と一致しないという点、および占領法規といえども裁判官に対しドイツ法の基本観念の否定を強制することはできない」としてこれらの法人処罰に否定的な態度をとった¹⁶⁶⁾。

これに対し、連邦通常裁判所は、1953年の外国為替条約違反に関する「ベルリン鉄鋼訴訟」で、法人の犯罪能力、責任能力について、ドイツ民法31条を援用しつつ、法人の利益のために自然人によって行われた行為は法人自身の行為とみなされるべきとして、法人の刑事責任を肯定し、罰金刑を言い渡したのである¹⁶⁷⁾。ただし、この判決は占領法規の拘束力を強調したもので、法人に対する刑事罰が

163) 同前87頁

164) ①の例として、1923年カルテル令17条、1938年外国為替管理令39条1項、1938年外国為替管理法74条。②の例として、ライヒ租税通則法416条、417条。

165) ティーデマン・前掲注159) 87頁。管轄を有するライヒ経済裁判所は、法人に刑罰を科することを原則として認めていた。

166) ティーデマン・前掲注159) 89頁

167) BGHSt. 5, 28 (32)

ドイツ刑法の伝統である社会倫理的責任概念、刑罰の観念に適合しないことを認めていた¹⁶⁸⁾。そして、ドイツが主権を回復し占領法がすべて廃止された以降は、判例も法人の刑事責任を基本的に認めていない。

以上のように、法人処罰規定があった占領期も含め、学説は法人処罰否定説が通説であった。イエシェック＝ヴァイゲントの『ドイツ刑法総論』によれば、法人処罰が否定される理由は、法人はその行為能力、責任能力が否定されることである¹⁶⁹⁾。エンギッシュはこのほか法人の受刑能力の問題、二重処罰の危険性を指摘している。このうち二重処罰の問題とは、機関の責任が法人に帰責されることを認めると、この機関たる自然人が個人として処罰されることと機関という法人構成員として処罰されるという二重処罰になる虞れが生じるということである。

このようにドイツでは法人を処罰することには否定的であったが、法人に何の制裁も課さなくてよいと考えていたわけではなく、たとえば1949年経済刑法、1952年秩序違反法30条は法人に対する過料を規定していた。その理由は、責任原理から社会倫理的意味での人格的非難は前提とする刑事罰を法人等の団体に科することはできないが、過料の法的性質は、加重された行政命令であり、社会倫理的な非難の要素を含んでおらず、価値的に中立であるからである¹⁷⁰⁾。その後、これらの規定は最終的に統一され、1975年秩序違反法30条として現在に至っている¹⁷¹⁾。

2 肯定説の議論

(1) 緊急避難型法人処罰—シューネマンの議論

以上のように判例・学説が法人処罰に否定的であった状況にもかかわらず、早くから法人の刑事責任を肯定してきた論者としてシューネマンが挙げられる¹⁷²⁾。シューネマンは、企業に対する刑罰について、責任原理に代わって法益緊急避難という概念を提唱した。危殆化された法益の維持が団体に加えられる損害よりも

168) BGHSt. 5, 28 (32)

169) Jescheck = Weigend, a. a. O. [Anm. 161] S. 237.

170) 平沢修「ドイツと我が国における法人制裁の理論と現状」早稲田法学会誌30巻248—250頁

171) 立法の展開については、松原・前掲注4) 48頁—49頁に詳しい。

172) Bernd Schünemann, Die Unternehmensstrafrecht, 1979

重大である場合、すなわち、より小さな利益を犠牲にしてより大きな利益を追求することがほかの法倫理的原則に抵触しない場合には、緊急避難として当該行為が正当化されるとする。具体的には、次の要件のもとで基礎づけられるとした¹⁷³⁾。

- 1 刑法の伝統的な手段を用いては対処できない緊急状況の存在
- 2 緊急避難のための措置は団体犯罪に関連して予防効果を高めるのに適したものでなければならない。
- 3 企業に対する刑罰は必要性を有しなければならない。問題となっている行為者のどちらが有責であるか確定できないという事情のために団体に対する刑罰を放棄することはできない。
- 4 法益侵害があったにもかかわらず処罰を逃れるという蓋然性よりも威嚇が大きくなければならない。
- 5 刑法体系の基本的価値と矛盾しないように、刑罰は相当なものでなければならない。

シューネマンの議論は、企業の処罰の必要性が前面に出て、団体責任を個人に対する刑事責任とは全く異なった原理で根拠づけようとしている議論である。保護すべき法益と団体に加えられる損害との間での法益権衡をその根拠としているが、責任主義を放棄してそのような功利主義的な考え方に立つ理由には、やはり団体処罰の必要性が背景にあると考えられる。非難可能性のない存在に刑罰を科しても将来の犯罪予防の効果は期待できないように考えられ、責任主義を放棄すべきだけの理由はまだ十分ではないと思われる。

(2) 個人責任類推説—ヒルシュの議論

前述のシューネマンの議論とは対照的に、個人の刑事責任との類似を認めつつ人的結合体の刑事責任を肯定する見解を主張したのがヒルシュである¹⁷⁴⁾。

173) Schünemann, a. a. O. [Anm. 172] S. 236 ff.

174) Hans Joachim Hirsch, Die Frage der Straffähigkeit von Personenverbänden, 1993
邦文訳として、丹羽正夫「人的組織体の受刑能力について」法政理論28巻4号
(平8) 150頁

ヒルシュは否定説が提起した行為能力、責任能力そして受刑能力の欠如という問題について、順次、詳細な検討によって反論し、人的結合体が構成員たる自然人の行為があつて初めて活動している存在であるという人的結合体の特徴を基礎に据えて人的結合体の可罰性を認めようとした。ヒルシュの人的結合体の特徴に基礎をおく議論は、組織の実態に即した法人処罰論を試みるわたくしには非常に興味深いものなので、以下詳細に検討する。

① 行為能力の有無

否定説の最初の論拠は法人には行為能力がないとする点であつた。この問題についてヒルシュは、第一に法人の本質について、法人の实在性を即座に根拠づけることは難しいが、法人は法的にはドイツ民法31条に規定されている存在であること、人的結合体は人的組織形式であり、構成員の交代から独立した主体であつて、このことから法人は権利能力を付与されていると説明する¹⁷⁵⁾。第二に、人的結合体はその性格上、外部に対して活動するためには自然人の行為を用いなければならない存在であるから、そのことだけで独自の行為能力を實際上欠くとはいえないとして、法人処罰否定論に反論する¹⁷⁶⁾。第三に、法体系的な観点から、秩序違反法においても企業体の行為能力が認められていることも根拠とする。この点に関し、秩序違反行為は犯罪と異なり倫理的に価値中立的であるとされてきたが、これに対しヒルシュは、①秩序違反法においても違反行為は社会倫理的規範に反していることが既に示されていること、②犯罪行為と比べ秩序違反行為は生命・身体・財産・環境を抽象的な危険にさらすことが問題となっているために社会倫理の本質の程度が低いだけであると反論する。さらに、現代の多元的社会において、倫理的に基礎づけられるものと価値中立的なものとのに区別する十分な明確性自体に疑問があるとして、犯罪行為と秩序違反行為の質的相違を否定している¹⁷⁷⁾。以上のような論拠から、ヒルシュは人的結合体の行為能力を肯定している。

② 責任能力

次に否定説が問題としている点は責任能力の有無である。この問題に関連して

175) Hirsch, a. a. O. [Anm. 174] S. 9

176) Hirsch, a. a. O. [Anm. 174] S. 9 f.

177) Hirsch, a. a. O. [Anm. 174] S. 10

1952年の連邦裁判所判決は、人間は自由で答責的な道德にかなった自己決定から決意をすることができ、責任と道德的な人間性との結びつきから責任非難は自然人に対してのみ可能であるとしている¹⁷⁸⁾。

これに対し、自然人の場合とは別の「優越的な公的関心 (überwiegenden öffentlichen Interesse)」という視点から法人の責任を基礎づける議論があるが、ヒルシュは「英米法での厳格責任を想起させるこのような解決方法は、責任なく懲罰的な制裁を科すことによって刑法に未知の部分を形成してしまうこと、純然たる責任に基づく法の性質を変質させてしまうことになる」としてこの立場に対して消極的姿勢をとっている¹⁷⁹⁾。そして、たとえば人々は企業に対しても名誉を認めており、その基礎には倫理的基準があることから、企業の責任は必ずしも倫理的に中立的なわけではないと主張する。さらに、「人的結合体は人間によってのみ行為することができるので、意思自由の問題は人間の場合と一致して考えることができる」としつつ、法体系的にも「秩序違反法の立法者が前提とした法人の責任能力がある」ことを援用して刑法上も責任能力を肯定できると主張している。

③ 受刑能力

否定説が提示した三番目の問題は、企業は受刑能力がないという問題、すなわち刑罰は社会が社会倫理的に不同意という判断をしたことを言葉で表現したものであるから、自然人に対してのみ刑罰概念は適用可能であるという刑罰の本質から企業に対しては刑罰を科すことはふさわしくないとすることである。同時に、企業は自分自身で刑罰を感じるということはできないから、刑罰受容能力を欠くとしている。

このような否定説に対して、ヒルシュは人間の道德的人格にその根拠を求める刑罰概念はカントやヘーゲルの考え方に立ち返ってしまうことになり妥当ではなく、現在、一般予防、特別予防という予防理論の発展に着目すべきと主張する¹⁸⁰⁾。そして、一般予防の観点からはある人的結合体に科される罰金刑が他の人的結合

178) BGHSt. (GrS) 2, 194, 200

179) Hirsch, a. a. O. [Anm. 174] S. 13

180) Hirsch, a. a. O. [Anm. 174] S. 16

体に影響を及ぼすことは自然人の場合と同様に考えられ、また特別予防効果についても、企業は世間の注目を浴びるため、新たに損害を発生させようとはしないことがアメリカでの研究で証明されているとして、特別予防効果も期待できるとしている¹⁸¹⁾。さらに、刑罰受容能力についてヒルシュは、企業の本質、すなわち企業は交代する構成員の存在及びその機関によってその存在を満たすものであることから、刑事制裁は結合体内部での反応として、その効果をもたらすことになると反論する。その結果、ヒルシュは人的結合体の受刑能力についても肯定している¹⁸²⁾。

④ 人的結合体処罰のための要件

ヒルシュは、否定説が論じてきた中心的な三つの問題について上述のような批判を加え、人的結合体の処罰が可能であると結論づけた上で、人的結合体の処罰を認めるための具体的要件について、①結合体内のどの人間の行動を基礎にして人的結合体の処罰が可能となるか、②結合体の責任の決定方法という二つの問題を検討している。

まず、①について、アメリカやイギリスで実践されている代位責任法理のように法人の刑事責任を広く認める考え方は、他者の行為について負う私法上の責任と刑法上の責任との境界を曖昧にしてしまうとして否定する。このことは有限会社と一人の人間が経営している企業とを対置させることでより明白になるとする。たとえば、従業員が企業に利益を得させるために詐欺を犯した場合、自然人によって経営されている企業では、共犯、間接正犯の要件、ないし監督義務違反が存在している場合にはじめて経営者の正犯性が明確になるとする。これに対し、人的結合体を広くその構成員の行為によって処罰する考え方に立てば、有限会社の刑事責任は認められることになってしまうからである¹⁸³⁾。

その上で、法的義務の名宛人及び権利の所有者は、企業の代表者たる自然人または代表者の地位を占める人的結合体であって、企業そのものと企業の代表者との間には違いがあることを明確にしたうえで、法人企業の場合には誰が法的に企

181) Hirsch, a. a. O. [Anm. 174] S. 17

182) Hirsch, a. a. O. [Anm. 174] S. 18

183) Hirsch, a. a. O. [Anm. 174] S. 22

業の代表者として行為するのかという問題について決定することがこの問題の答えとなるとする。

次に、②の結合体の団体の責任を決定する方法については、実際に行為する機関こそが企業を代表しており、機関の代表機能が企業の答責性に効果があるとする。そして、自然人の場合、犯罪行為をすることでその反規範的な人格を示すことになるが、企業の場合、このような説明には説得力がないこと、機関が企業全体としては回避不可能な犯罪行為を犯すこともあり得ることなどを挙げて、企業は自然人よりも複雑な存在であるとする¹⁸⁴⁾。

また、責任は具体的に精神的な行動との関連が必要であるから、結合体の責任は常に有責的な関連行為が行われたことに依存するとして、幹部ないし監督者が違法かつ有責な行為を行い、その結果結合体の責任が基礎づけられるとする¹⁸⁵⁾。従って、人的結合体の責任には、人的結合体のために活動する機関の責任が必要不可欠な前提条件であるとする。

以上のようなヒルシュの議論は、我が国の通説が両罰規定における法人の刑事責任を根拠づける際に代表者の行為・監督責任を用いていることと、その結論において大きな違いがあるとは思えないが、人的結合体の主体性を認めつつ、人的結合体の行為というのは個々の自然人の行為を通じてのみなされるという人的結合体の本質をその議論の根幹に据えている点は非常に参考にすべきである。

そして、ヒルシュの主張する方向性に従えば、人的結合体は個々の自然人の行為を通じてのみ活動することができる存在であり、逆からみれば、個々の自然人の行為は人的結合体のために行っている場合、人的結合体の行為としてとらえることが可能である。このことから、個々の行為を人的結合体である法人自身の行為として評価することで、法人自身の行為に対する刑事責任、すなわち法人固有の行為責任としての刑事責任を追求することが可能になる。すなわち、ヒルシュが具体的に要求した人的結合体の機関ないし監督者の行為でなくても、人的結合体の行為と評価できる基準があれば従業員の行為を人的結合体の行為として把握することはヒルシュの主張する人的結合体の本質からは問題がないはずである。

184) Hirsch, a. a. O. [Anm. 174] S. 24

185) Hirsch, a. a. O. [Anm. 174] S. 27

そして、そのような行為責任論こそが人的結合体としての法人の刑事責任論としてめざすべき方向のように思われる。

(3) 法人独自の注意義務による刑事責任—エアハルトの主張

次に紹介するエアハルトは、ヒルシュ同様組織体の責任を問うことを目指すが、ヒルシュとは異なり法人独自の義務違反から組織体の刑事責任を基礎づけようと試みている¹⁸⁶⁾。

まず、ドイツの現行刑法は確かに個人責任のみを承認しているが、そのことから団体 (Verband) が刑法の名宛人から原理的に除外されることが導かれるわけではなく、たとえば秩序違反法30条のように、法人も個人と同様に法主体としての義務を負っているとする¹⁸⁷⁾。そして、法人は犯罪を助長する要因を阻止する義務、すなわち犯罪行為が行われないようにしつつ、法人が活動を展開する枠組みを構築する義務と、法人のために行動する者に規範に合致した行動をさせる影響を及ぼす義務を負っているとする¹⁸⁸⁾。

その結果、法人は、企業内部での準備方法に関して責任があるのではなく、代表が犯罪を犯したという事実が、団体が代表の選任・監督、代表に対し一定の行為を禁止する措置など、犯罪を助長する影響を緩和するのに十分な措置を採らなかったことを示す理由になるため、代表の犯罪について法人固有の刑事責任を負うことになるとしている¹⁸⁹⁾。

以上のように、エアハルトは法人の刑事責任の本質を犯罪を防止する措置義務違反としてとらえ、秩序違反法が企業の経営者の責任を問うのと異なり、企業を組織的かつ社会的統一体としてとらえ、企業自体に責任を問う次のような立法提案をしている¹⁹⁰⁾。

X 条

① 法人たる企業において代表権限を有する機関又はその機関の構成員によっ

186) Anne Ehrhardt, Unternehmensdelinquenz und Unternehmensstrafe, 1994

187) Ehrhardt, a. a. O. [Anm. 186] S. 187

188) Ehrhardt, a. a. O. [Anm. 186] S. 194

189) Ehrhardt, a. a. O. [Anm. 186] S. 194 f.

190) Ehrhardt, a. a. O. [Anm. 186] S. 239 f.

て犯罪が行われ、次の各号に該当する場合には、法人が処罰される。

- 1 当該行為によって企業に利益が生じ、または生じうる場合で、かつ、
 - 2 当該行為によって法人に課された義務が果たされなかった場合
- ② 次の企業において犯罪が行われた場合にも前項と同様とする
- 1 合名会社の社員による場合
 - 2 合資会社の無限責任社員による場合
 - 3 権利能力なき社団においてその執行機関又はその構成員による場合

ここで関連行為として要求される代表者の犯罪行為は、違法、責任を充足した完全な犯罪であることが要求される。そこで、たとえば行為者が責任阻却される場合は、法人への帰責が原則として認められない。また、関連行為として代表者の犯罪行為が要求される理由は、それによって法人自身の義務懈怠、一定の団体内部での犯罪阻止のための準備が懈怠されていたことが明らかになるからであるとする¹⁹¹⁾。

また、行為者個人が特定できない場合について、エアハルトは、「企業に対する刑罰を単に個人行為者の制裁から独立していない付随効果としてではなく法人の『自己の』行為に対する処罰として把握した場合、帰責を媒介する個人の確定は實際上重要ではあり得ない。犯罪が機関の代表によって行われ、かつ問題となっている行為者全員が有責的に行動したことを確定することを要請すべきである」と主張する¹⁹²⁾。

エアハルトの議論は、関連行為として要求する代表者の犯罪行為について、その事実が法人自身の義務懈怠を示すものとして、その行為について法人への帰責を認めている。

しかし、エアハルトの主張する帰責原理には次のような疑問が生じる。すなわち、関連行為として要求される代表者の犯罪行為と、それによって示される法人自身の義務懈怠とがどのような関係にたつのか、義務懈怠という事実は犯罪行為それ自体とは異なるため説明が必要である。特に関連行為が故意犯罪の場合、犯

191) Ehrhardt, a. a. O. [Anm. 186] S. 240 f.

192) Ehrhardt, a. a. O. [Anm. 186] S. 243.

罪行為は当該故意行為であり、法人自身の負う犯罪防止義務に対する違反は過失ととらえられるからである。また、関連行為が過失行為の場合にも、過失行為における過失の内容は具体的な注意義務違反であるのに対し、法人自身の義務は構成員による犯罪防止義務であって、具体的な過失内容が異なるからである。そして、法人自身の義務懈怠を法人の刑事責任の根拠とすることには、法人の刑事責任の本質を実際に行われる犯罪行為から法人の犯罪防止措置義務懈怠へと変容させることになる。このことから、エアハルトの見解にも既に述べた我が国の通説的見解に対する疑問と同様の問題が生じることになる。

さらに、エアハルトの見解によれば、従業員の犯罪行為について法人は全く刑事責任を負わないとされているが、法人自身の刑事責任の根拠として犯罪防止義務を主張するのであれば、対象を代表者の犯罪行為に限定せず、法人の内部者に犯罪を行わせない義務ととらえるべきように思われる。そう考えると、従業員の犯罪行為に関して法人自身が刑事責任を負わないこととの関係が問題になる。それとも、例えば代表者の監督上の過失という犯罪行為を介在させて、法人の義務懈怠を認めるのであろうか。その論理はかなり迂遠であるように思われる。

エアハルトの主張は、以上のような問題をいまだ残しているように思われる。

(4) 団体刑法の導入—第三の道の模索

ヒルシュやエアハルトは、関連行為として代表者の犯罪行為を要件とした法人（ないし人的結合体）の刑事責任論を展開したのに対し、ハイネは次の理由から会社システムに沿った新しい団体刑法理論の構築を試みている¹⁹³⁾。すなわち、構造化され、階層的に構築された包括的な人的支配力による事象が問題となる場合には個人刑法が機能するのに対し、大企業における行為及び組織構造では、団体に直接帰責させることのみが機能するからである¹⁹⁴⁾。そして、理論構築上の課題は、個人刑法、団体刑法双方を修正しつつ、個人刑法による責任賦課の限界に到達してしまう実体を新しい団体刑法によって代替可能な範囲で正当化することであり、より具体的には、個人刑法以上に目的指向的であるために、今日以上に望ましい危険管理が問題となってくると主張している。つまり、複雑なリスク・シ

193) Heine, Die Strafrechtliche Verantwortlichkeit von Unternehmen, 1995

194) Heine, a. a. O. [Anm. 193] S. 249 f.

システムの設置と運営に必然的に伴う危険を潜在化させることに団体が関係することから、秩序に沿った「犯罪的」でない経営を保障し、経営上のリスクの外部に対する影響を阻止するのに必要な措置をとるべき団体責任が生じるとしたのである。具体的には、経営上典型的な危険が瑕疵あるマネジメントによってその実現可能性が高くなり、具体的に危険であることが団体機関内部を超えて明らかになるか、危険の侵害を促進する形で結果が生じた場合に、刑法が介入することになる。その結果、団体への刑法的な帰責のためには瑕疵あるリスク・マネジメントともに、経営上典型的である危険が実現することが条件であると主張する¹⁹⁵⁾。

そして、この団体刑法では将来のための危険を制御する会社の力を促進することが課題であるとされ、個人刑法において確立された行状責任という概念を類推して「事業に関する行状責任」を法人の刑事責任の実体としてとらえる¹⁹⁶⁾。また、個人刑法における行為と責任の同時存在の原則と関連して次の条件が必要になる。すなわち、企業がその潜在力を生かし、部分的なシステムを組織したり、会社の様々なプロセスを規制したりして、経営上典型的な危険を制御することが可能であるにもかかわらず、威嚇的危険に対する応急的措置がもはや可能ではなく、会社の変革があまりに遅い場合に、行為と責任が同時に存在していると認められるとしている¹⁹⁷⁾。

そして、ハイネの主張する団体刑法が団体に刑事責任を負わせる根拠は、会社の活動で生じる何らかの犯罪行為そのものではなく、経営上典型的な危険が放置されることによって侵害が発生してしまうことにある。そして、会社によることが典型的な危険による侵害として、①不特定多数の殺害ないし重大な身体傷害、②伝統的な公共危険、③特に重大な環境破壊を挙げている¹⁹⁸⁾。

以上を前提にハイネは次のような立法提案をしている¹⁹⁹⁾。

195) Heine, a. a. O. [Anm. 193] S. 253.

196) Heine, a. a. O. [Anm. 193] S. 266. この責任の基礎づけとして、「集団的態度の構成要素」、すなわち、会社機能をどのように組み替えていくかに関する精神的な枠組みを設定する「団体精神」を挙げている。

197) Heine, a. a. O. [Anm. 193] S. 287.

198) Heine, a. a. O. [Anm. 193] S. 288.

199) Heine, a. a. O. [Anm. 193] S. 316. ハイネは、秩序違反行為についても立法提案をしている。

第1条 団体処罰

(1) 経営上典型的な危険を以下の義務を懈怠することによって軽視した企業は、それによって重大な営業上の事故が惹起された場合には、団体刑を科せられる。

- 1 組織的な措置及び会社内部の構造の適応によって、営業上の危険源を長期間に安全化する義務
- 2 会社の様々な権限の委任に際して安全基準を維持する義務
- 3 経営上の危険を監督・管理する義務

重大な会社による侵害事例とは、次の場合に存在する。

- 1 多数の国民の殺害ないし重大な身体傷害
- 2 公共危険、特に公共危険的な火災または爆発（または多数の建物への重大な物的損害）
- 3 相当重大なまたは回復に長期間かかる重大な環境破壊

(2) 団体刑は、(展望的な必要性と事故の範囲に基づいて段階づけられた制裁カタログ：広範かつ上記の前提条件の下でのみ、会社の閉鎖、会社の差し押さえ)

以上のハイネによる団体刑法理論は、リスク・マネジメントを不法・個人刑法における故意・過失、責任能力の基礎において全く新しい議論をしている。

確かに、組織体はハイネの指摘するように構造化、階層化された人的支配力によって活動しているが、そのことが個人刑法の論理を直ちに否定するのに十分な要素であるとは考えにくい。すなわち、組織体内における人的支配力の構造を明らかにしたうえで、組織体としての行為について行為責任を問うための責任要素として何が必要か、探るという方向が残されているからである。

さらに、ハイネ理論では、刑事責任の対象が犯罪行為からリスク・マネジメント上の瑕疵へと変化しているが、この点も個人刑法が従来対象としてきた犯罪行為から離れるべき積極的理由が明らかではない。あくまで、刑法は犯罪行為に対する責任を規定するものであって、犯罪行為を超えたものに対して非難すべきで

はないからである。

従って、法人の刑事責任を基礎づける方法として、個人刑法とは全く異なった原理を採用して団体刑法を新たに導入すべき必要性がある段階にまだ到達しているとはいえず、法人の刑事責任は、人的結合体としての法人の特徴を十分考慮しつつ、法人自身の行為に対する責任を追求すべきである。

3 小 括

ドイツでは法人の刑事責任を否定する見解が長い間通説であるが、その理由は法人の行為能力、責任能力、受刑能力の欠如であった。しかし、これらの問題はヒルシュがその論文で検証したように、人的結合体としての法人はその構成員である自然人の存在抜きには語れない存在であるというその本質から反論が可能であった。最近主張されている法人の刑事責任論は、代表者たる自然人を媒介にするもの、法人独自の義務懈怠をよりどころにしつつ代表者の犯罪行為を要求するもの、リスク・マネジメントの瑕疵を根拠にした新たな団体刑法の導入を目指すものとさまざまであった。

法人処罰の導入方法として、個人刑法とは全く異なる団体刑法の導入も考え得る一手段であるが、そもそも個人刑法と全く異なる団体刑法を新たに導入する必要性があるとは思われない。自然人行為者を媒介として活動する人的結合体としての法人の特質にあわせて個人刑法に修正を加え、法人の刑事責任を追求できる可能性があるからである。さらに、組織内の自然人から離れた責任原理を持ち出すことは、人的結合体としての法人はその構成員である自然人の力をなくしては活動できないという組織の本質をこえた議論になってしまうように思われる。

組織の活動が個々の自然人の活動と異なるのは、組織の活動が実際に活動する自然人のみによって決定されるのではなく、組織内の他の人間の存在や組織の雰囲気などが個々の構成員の行動に何らかの影響を与えるところにあるのではないだろうか。そこで、Vでは個々の活動に組織内の人間がどのように関わるのか、各活動の基礎となる組織における意思決定過程とはどのようなものとして説明されるのかについて探ることとする。

(以下次号)